

※ベルが鳴る

(議長)

ただ今の出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、令和4年第3回江差町議会定例会を開会いたします。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、1番大門議員、2番出崎議員を指名いたします。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「室井委員長」

はい。議長。

(議長)

室井委員長。

「室井委員長」(委員会報告)

おはようございます。(「おはようございます」の声)

議会運営委員会の報告をいたします。

一つ、委員会の開催状況、当委員会は、8月24日、8月29日の2日間、委員会を開催し、町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるなど、日程及び運営について協議いたしました。

一つ、今定例会の議案、一般質問などについて、今定例会には、地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定をはじめ、8件の議案が提出されている他、報告1件、令和3年度決算報告決算認定9件、諮問1件、同意4件、議員発議2件、一般質問は7名の通告であります。

詳細につきましては、お手元に配布しております報告書のとおりでございます。

一つ、会期の日程について、議案審議内容などの観点から、会期日程を本日1日とすることといたしました。

一つ、一般質問などについて、これまでと同様に一問一答方式とし、質問の回数は、再質問まで認められます。質問時間については、従来どおり答弁を含め60分の時間制とし、質問答弁については、議員は1回目の質問から自席で、理事者は1回目の答弁は演壇により行い、再質問以降は、自席で行うといたします。

町理事者の反問権については、従来とおりです。なお、一般質問や議案などの質疑で、感想や要望、お礼など一般質問や質疑から外れる発言の他、一般質問は事前通告制となっておりますので、通告した質問趣旨以外の質疑は、厳に慎むことを求めます。一般質問は、政策に取り組む議員の最も華やかで意義のある発言の場でありますので、大所高所からの政策を建設的立場で議論することを求めたいと思います。

以上、議会運営委員会において、協議した結果を報告いたします。

(議長)

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期については、本日1日としたいと思います。

一般質問については、一問一答方式とし、議員の質問は自席で行うこととし、理事者側の答弁は、1回目は演壇で、2回目以降は、自席で行うことといたします。

質問の回数は再々質問まで、答弁を含め60分の時間制を採用して行うことといたします。

また、理事者においては、議員からの質問に対して議長の許可を得て反問できることとし、それに要する時間は、60分の制限時間外とすることに決定いたしました。

なお、新型コロナウイルス対策として説明質疑及び審議にあたっては、可能な限り時間短縮に努め、迅速な議会運営をはかりますので、ご協力をお願いいたします。

また、議場内の換気のため出入り口のドアを開口しておりますので、ご協力をお願いいたします。

(議長)

次に、議長からの諸般の報告をいたします。

報告内容は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

(議長)

日程第3、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会、各常任委員会及び各特別委員会から会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配布のとおり、継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。